

令和8年度

瀬戸市水道水質検査計画



<馬ヶ城貯水池>

令和8年4月

瀬戸市浄水場管理事務所

目次

0	はじめに	1
1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1
3	浄水及び自己水源（原水）の水質状況及び留意事項	2
4	検査項目及び検査頻度	3
5	検査の方法	3
6	検査計画及び検査結果の公表	4
7	水質検査の精度と信頼性	4
8	関係機関との連携等	4

別添 瀬戸市水道水質検査計画表

令和 5、6、7 年度 水道水質検査結果

瀬戸市配管路図・配水区域図

0 はじめに

瀬戸市では、「安全で安心できるおいしい水道水」をご利用いただくため、水源、浄水場出口水及び給水栓を定期的に検査し、水質管理に万全を期しています。本計画は、水質検査を適正に実施するとともにその透明性を確保するため、毎年作成し公表しています。

1 基本方針

本計画にしたがって、次のとおり水質検査を実施します。

- (1) 検査地点は、水道基準が適用される水源（原水）及び浄水場出口水並びに給水栓（給水）とします。
- (2) 検査項目は、水道法第4条で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添の瀬戸市水道水質検査計画表のとおりとします。

ア) 原水

消毒副生成物を除く水質基準項目を基本に、浄水処理に必要な項目を検査します。また、クリプトスポリジウムなどの病原性微生物も別添の水道水質検査計画表に基づき検査します。

イ) 給水栓水

- ・水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素を一日に1回検査します。（水道法施行規則第15条第1項第1号）また、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素酸、塩化物イオン、硬度（カルシウム及びマグネシウム）、有機物、pH値、味、臭気、色度並びに濁度を一月に1回検査します。（水道法施行規則第15条第1項第2号）
- ・これ以外の項目は、別添の水道水質検査計画表に掲げる頻度で検査します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

令和6年度末現在	
給水区域内世帯数	58,397戸
給水世帯数	58,292戸
給水区域内人口(A)	125,786人
給水人口(B)	125,472人
普及率(B/A)	99.75%
一日最大配水量(令和6年度)	43,504m ³ (7月4日)
一日平均配水量(令和6年度)	39,373m ³

(2) 主要施設概要

施設の名称	水源種別	浄水方法	施設能力 (m ³ /日)	令和6年度 配水実績最大値 (m ³ /日)	令和6年度 配水実績平均値 (m ³ /日)
蛇ヶ洞浄水場	ダム水	凝集沈殿、急速ろ過方式	9,000	10,044	7,777
馬ヶ城浄水場	表流水 ダム水	緩速ろ過方式	3,000	3,010	2,195
穴田配水場	県水受水	凝集沈殿、急速ろ過方式	34,500	22,572	17,103
南山口配水場	県水受水	凝集沈殿、急速ろ過方式		6,489	5,776
瀬戸菱野配水場	県水受水	凝集沈殿、急速ろ過方式		7,291	6,522

<自己水>

蛇ヶ洞浄水場
馬ヶ城浄水場

蛇ヶ洞川に設けたダムを水源とし、蛇ヶ洞浄水場において浄水処理します
赤津川及び東山路川の表流水及び馬ヶ城貯水池を水源とし、馬ヶ城浄水場において浄水処理します

<県水>

穴田配水場
南山口配水場
瀬戸菱野配水場

木曾川の表流水を水源とする愛知県営水道より浄水を受水しています

(3) 給水地区

施設名	給水地区(連区)
蛇ヶ洞浄水場	深川、古瀬戸、東明、祖母懐、陶原、水野、品野、下品野、山口
馬ヶ城浄水場	道泉、深川、古瀬戸、祖母懐、陶原、長根、效範、水南
穴田配水場	道泉、深川、古瀬戸、長根、效範、水南、水野、西陵、品野、下品野、萩山台、本地
南山口配水場	長根、山口、本地、菱野、新郷
瀬戸菱野配水場	祖母懐、陶原、長根、原山台、萩山台、八幡台、山口、菱野、新郷

3 浄水及び自己水源（原水）の水質状況及び留意事項

(1) 浄水

水道法に基づく毎日検査や毎月検査等を実施して安全性等を確認しており、おおむね良好な状況を維持しています。

(2) 自己水源（原水）

- ・ダム水を水源としている蛇ヶ洞浄水場では、過去に濁水や夏場の藻類の繁殖による異臭味等の問題が発生しました。このため、定期的な検査に加え、必要に応じた臨時の検査及び藻類の検査を実施します。また、異臭味障害が発生した場合の対策として、粉末活性炭を注入します。
- ・表流水を水源としている馬ヶ城浄水場では、集水域が国県有林のため汚濁源も少なく水質は良好です。しかし、大雨による濁水が生じることがあるため、常時原水を監視し濁水が出た場合には表流水からダム湖水に切り替えます。

4 検査項目及び検査頻度

(1) 水源（原水）の水質検査

蛇ヶ洞川、赤津川、東山路川、馬ヶ城貯水池の原水を検査します。検査項目は、消毒副生成物を除く水質基準項目を基本に検査します。頻度については、浄水場への影響を勘案し、別添瀬戸市水道水質検査計画表（原水）に基づき検査します。

(2) 浄水場（工程水）の水質検査

適正な浄水処理を実施するため、毎日定められた時間に pH 値、臭気、色度及び濁度を検査し、浄水処理の参考にします。

蛇ヶ洞浄水場及び馬ヶ城浄水場については、pH 計及び濁度計により連続測定を行います。

(3) 浄水場（出口）の水質検査

ア) 蛇ヶ洞浄水場

一日 10 回程度、定められた時間に pH 値、味、臭気、色度、濁度、残留塩素を検査し、浄水工程で異常のないことを確認します。また、pH 値、濁度及び残留塩素については、計器による連続測定を行います。

イ) 馬ヶ城浄水場

一日 3 回程度、定められた時間に pH 値、味、臭気、色度、濁度及び残留塩素を検査し、浄水工程で異常のないことを確認します。また、pH 値、濁度及び残留塩素については、計器による連続測定を行います。

(4) 愛知県水（受水）の水質検査

県水（受水）の水質検査については、県企業庁の検査結果を参照します。

(5) 給水栓水（水道水蛇口）の水質検査

ア) 市内 8 地点において、色、濁り及び残留塩素について 1 日 1 回検査します。

イ) 市内 5 地点において、水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、硬度（カルシウム及びマグネシウム）、有機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度を月 1 回検査します。また、その他の水質基準項目、水質管理目標設定項目については、別添瀬戸市水道水質検査計画表（給水）に基づき実施します。

(6) 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、それに対応した浄水処理を行うことができず、給水栓水水質基準を超えるおそれがある場合には、臨時の水質検査を実施します。

ア) 原因不明の色及び濁りに変化が生じるなど水質が著しく悪化した場合

イ) 臭気等に著しい変化が生じるなど異常があった場合

ウ) 浄水過程において著しく水質に変化を与えるような異常が認められた場合

なお、検査項目はそれぞれの事態に応じ、水質基準項目の中から必要と思われる項目を選択し、実施します。

5 水質検査の方法

毎月検査を実施する水質基準項目については、原則として浄水場管理事務所で実施します。

毎月検査項目以外については、効率性、合理性の観点から外部機関への委託検査により実施します。

6 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

- (1) 水質検査計画及び水質検査結果については瀬戸市ホームページで公表します。
- (2) 年間の水質検査結果が判明した時は結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。
- (3) 水質検査計画及び水質検査結果に関する市民からの質問・意見等については、浄水場管理事務所で受け付けます。

7 水質検査の精度と信頼性

水道水質検査精度の向上と信頼性を確保するため、愛知県（建設局上下水道課）が実施する水道水質検査外部精度管理に参加します。

8 関係機関との連携等

- (1) 外部委託機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。また、不適項目があった場合には、その原因究明に努める等適切に対処します。
- (2) 水質検査計画に基づく検査については、愛知県建設局上下水道課及び愛知用水水道事務所尾張旭出張所等と連携を図り実施します。
- (3) 水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、愛知県尾張県民事務所（環境保全課）、瀬戸保健所及び瀬戸市（環境課）と連絡を密にして早急に状況調査、対策及び水源の水質検査を行います。

問い合わせ先

瀬戸市 都市整備部 浄水場管理事務所 〒480-1203 瀬戸市広之田町 233 番地の 14
TEL 0561-41-2250
FAX 0561-41-3457
e-mail : jyosuikanri@city.seto.lg.jp
HPアドレス : <https://seto-web.willcommunity.com/soshiki/jyousuijyoukanrijimusyo/>

瀬戸市 都市整備部 水道課 〒489-8701 瀬戸市追分町 64 番地の 1
TEL 0561-85-1177
FAX 0561-85-1195
e-mail : suido@city.seto.lg.jp
HPアドレス : <https://seto-web.willcommunity.com/soshiki/suidouka/>